

令和7年白老町議会議会運営委員会会議録

令和7年8月8日（金曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 1時18分

○会議に付した事件

協議事項

1. 全員協議会の開催について
 2. 所管事務調査と一般質問の取扱いについて
 3. 決算審査特別委員会の審査方法について
 4. その他
-

○出席委員（5名）

委員長 佐藤雄大君
委員 水口光盛君
委員 飛島宣親君
委員外議員 森哲也君
議長 小西秀延君

副委員長 前田弘幹君
委員 氏家裕治君
委員外議員 西田祐子君
副議長 広地紀彰君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間弘樹君
主 幹 小山内恵君

◎開会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○委員長（佐藤雄大君） 本日の協議事項についてであります。1 点目、全員協議会の開催について、2 点目、所管事務調査と一般質問の取扱いについて、3 点目、決算審査特別委員会の審査方法について、4 点目、その他についてであります。

それでは 1 点目全員協議会の開催について事務局から説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 資料 1 の開催要請書を御覧いただきたいと思います。事前にご案内のとおり本日この後ですね、1 時 30 分から全員協議会、内容が白老町職員の懲戒処分についてとなっております。

○委員長（佐藤雄大君） この件に関して何か質疑等ございますか。

小西議長。

○議長（小西秀延君） 皆さんどうもお疲れさまでございます。全協の開催についてですが、本日の開催ということで、実はちょっと異例なスピードで進んでいるかなと皆さんお感じになられているかなということで、前段ちょっとだけお話をさせていただきたいと思います。

町のほうからですね、報告を受けたのが 6 日になりますか、白老町職員のですね、懲戒処分についてという形で、全協の開催をお願いしたいということでご報告を受けました。中身についてはですね、題名にも書いてありますとおり、職員の懲戒処分ということでございますが、この異例の早さという理由は、この処分がちょっと重たい処分であるということでございます。重たい処分であるがゆえにですね、適正かつ迅速に、皆さんにお伝えし、公表を行うというような形で進めたいとの町からの意思を受けて、ちょっと時間的には、緊急な全員協議会という形になりますが、議長として、この協議会を受けさせてもらって、皆様に、議運も急遽開催して報告をさせていただきたいという、このような形になったことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。ぜひご協力をいただいて、この後の全員協議会にも、ご賛同いただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤雄大君） 全員協議会の開催について何かございますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。この全員協議会の開催については、議長が受けられたということで、議員としてね、これには全然問題なく賛同するんですけども、内容が分からないんですよね。これって説明っていうのは本会議場でしか受けられないのですか。

○委員長（佐藤雄大君） 小西議長。

○議長（小西秀延君） 前例からも、全員協議会においてはですね文書で表記項目の要請という形になってございます。内容はですね、この場で、町側の出席がない中で私がするというの

も不適切というふうに考えますので、ぜひ、きちんと全員協議会で皆様が納得いく形でご説明を受けていただければというふうに思っております。私からするとですね、把握している本人という形ではないものですから、また聞きってという形になろうかと思っておりますので、それはちょっと避けたいと思っておりますので、ぜひ全員協議会の中で、御理解を頂ければというふうな形で思っております。

○委員長（佐藤雄大君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは続きまして２点目の所管事務調査と一般質問の取扱いについて事務局からお願いします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 前回の会議の中でも、若干、お話ありましたけども、所管事務調査と一般質問の関係で、運営基準の中で定めております。一般質問の内容は、町の一般事務を範囲とし、常任委員会の所管事務調査中及び特別委員会の審議中の内容は質問しないこととする。と規定をしております。ただし書で、議長または議会運営委員会で特に定めた場合は除くとなっておりますが、原則として、所管事務調査中の事項については、これを一般質問はしないという取決めになっておりますので、これまでも中で所管外の議員については、一般質問してもいいんじゃないかというようなお話もありましたけども、私のほうで調べた範囲ではちょっとそういった規定はございませんでしたので、いま１度、この規定の解釈という部分を確認頂いて、今後ちょっと厳格に、もう少し厳格に運用できればというふうに考えております。

○委員長（佐藤雄大君） ２点目の所管事務調査の一般質問の取扱いについて何か質問ございますか。

前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 前田です。ここで言うところの取り方をちょっと聞きたいのですが、ここで総務文教のほうで、津波避難対策ってなっていますが、例えば防災だとか震災だとかっていうところから聞いたとしたら、それはいいのですか。津波に特化しなければいいってことでしょうか。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） その解釈で結構だと思います。具体的にこれはどうなのだっていうような案件が出てきたときにはですね、また議会運営委員会に諮って協議して決定したいというふうに考えております。

○委員長（佐藤雄大君） 前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） それに関連してですけど、例えば、違う切り口から入って、たまたま２問目、３問目で、津波って言葉が出ちゃった場合はどうなるんですか。話の流れとして、その場合はどうなるのか。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） そこは最終的には、議事整理権といいますか議長の判断になろうかと

思いますけども、場合によっては発言を整理されることもあるかと思いますが、その内容によって、発言を認めるというのは、最終的に議長判断になろうと思います。

○委員長（佐藤雄大君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） ではこの2点目については、各会派でも、このような認識で次の一般質問提出の際にも注意していただくように、取り扱いをお願い申し上げます。

では、続きまして決算審査特別委員会の審査方法について事務局からお願いします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 2点ございます。1つが、質問項目の事前通告についてということで、以前コロナのときに、令和2年から4年の予算審査・決算審査特別委員会で採用してありましたけども、事前通告という形で、あのときはたしか、一般会計の2款と3款を限定した形だったんですけども、そのときの狙いとなると、説明員を最小限に絞るといった非接触といえますかね、減らそうというような考えのもとで導入されたことがありましたが、今回特別委員会の委員長、総務文教常任委員会の貳又議員のほうから提案がありまして、事前通告を導入してはどうかということでございます。貳又議員の考えとして、事前通告によってですね、1つは審査の効率化が図られるということと、町側にとっても重点的に資料等準備できるということで、しっかりとした答弁をいただけるのではないかとということで、より深い議論につながる、つなげられるという考えのもと、事前通告を導入してはというご提案を頂きました。

それで、具体的にどのように通告をするかということなんですけども資料2の事業別一覧を御覧頂きたいと思います。この資料にあらかじめ、こういった資料を、これ、令和6年度の決算を款・項・目、それと予算上の事務事業名という形で整理を一覧表にしています。これを事前に各委員さんに配付をいたしますので、質問を予定されている項目があれば、そこに1番右側にチェックをしていただくといったような流れで考えておりまして、その取扱いでよしとなれば、8月14日に決算書類が議員さんに配付を予定しておりますので、2週間ないし3週間後といきますと、9月の第1週辺り、4日ないし5日辺りに通告をいただくような流れになろうかなと思います。

もう一点が、決算書類の区切りページによる質疑についてということで、実はこれ去年ですね決算審査特別委員会のときに、前田議員のほうから提案をいただきましたけれども、要は予算審査と同じように今款ごとに一括質疑っていう方式をとっているのですが、要は範囲が広過ぎてですね、非常に質問が多岐にといいますか、たくさん一度にこう言わなきゃならないということで、傍聴者の方も分かりづらいだろうというようなことで、ページの区切りを設けてですね、予算審査と同様に、決算審査もページの区切りを設けてやったらどうだという提案がございましたので、その2点、お諮りしたいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） ただいま説明ございました。決算審査特別委員会の審査方法について、何かございますか。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 水口です。まず1番目の質問項目の事前通告ということは、この項目に丸を例えば書いて終わり、そして、質問の内容については、通告しないっていう考え方よろしいですか。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） そのとおりです。

○委員長（佐藤雄大君） ほか何かございますか。

前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 前田です。これ、逆にここで通告しなかったらできないということですか、100%。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） 説明が足りず申し訳ありません。通告、原則事前通告ということありますけども、通告していない項目についても例えばほかの議員さんの質問を聞いていて、これどうかとかいう質問、追加質問といいますか、あると思いますので、それについては認めるということよろしいかと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 今のところなのですが、私はそこをすごく思います。やはり、質問項目、これ結構早いうちに出さなきゃいけないですよ、通告。ところが実際には、今、局長が言ったようにほかの議員さんが質問しているのを聞いていて、全くそこと違う項目のところで同じような疑問を感じたときに質問できなくなってしまうのじゃないかな。それが1番気になります。そこだけです。だから、原則はそうなのだけでも、項目出してないけども、そのとき誰が一体許可するのか。どういう範囲で許可するのか。そこのところを早くきちっと決めておかないと駄目かなあと思うのですけど。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） 特別委員会は総務文教委員会の貳又委員長になりますけども、その場で委員長の許可があれば発言できるということで、通告が事前通告に漏れていてもその分は基本的には認めるということで、貳又委員長からも聞いておりますので問題ないかと。

○委員長（佐藤雄大君） 西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 通告を忘れてもいいってことね。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） はい。

○委員長（佐藤雄大君） 広地副議長。

○副議長（広地紀彰君） 事前通告の趣旨には賛成しているのですけど、前回前田副委員長がおっしゃったように、関連質問は認めようという話、これ1回町側からも出ていたのです。町側からも事前に通告してくれないかって話。だから、その話に関しては今の議論の中身で整理できたのかなっていうのがまず1点と、通告するのは議案説明会の前ですよ。そこをちょっと確認したいのです。というのは、なるべく早めに通告したほうが準備できていいと思うの

ですけど、説明会終わった後じゃないと、私なんかよくそうなんですけど、結構付箋つけるのです。だけど、議案説明聞いたら納得したとか分かったって言ったら、結構省かれるのです。だから、説明会の前だと、これ何ですかっていう質問出たりしたら、何かかえって駄目なのかと思ったのです。ちょっといとまはないですけど、通告後にしたほうがいいのではないかと。ただ、あんまりいとまはないですよ。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○局長（本間弘樹君） 議案説明会の中で、決算の説明っていうのはないかなと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 広地副議長。

○副議長（広地紀彰君） ごめんなさい、それでしたら全然いいのだけど。決算の中身はその場で一発か。予算は、事前説明ありますよね。ごめんなさい、私の勘違いだ。ただ、予算のときはね、やっぱりちゃんと説明を受けないと駄目だなと。

○委員長（佐藤雄大君） 水口委員。

○委員（水口光盛君） 水口です。この問題についていうかこの項目については一応会派に持ち帰って、ちょっと話をしてこういうことを議運の中で話がありましたと。そして次、22日あるんでそこまでに、話をまとめて報告したいと思っておるんですがそういう考え方でいいか悪いかちょっと諮っていただきたいと思うんですが、お願いします。

○委員長（佐藤雄大君） 水口委員からただいまございましたけれども、この場で決定できないこと等もあるかもしれませんので、各会派持ち帰っていただいて、8月22日の議運の際に、皆様、そこで合意というか意見調整を図るという形でよろしいでしょうか。

西田祐子委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） すいません。この表だけだったら款と項と目とね、同じような名前ずっと並んでいるんだけど、むしろこれよりページ数入れてほしいなと思います。できるのかできないのか。いや、ページ数入れていただくとすごく分かりやすいんだよね、私たちにしてみると。ここのところでね、できるかできないかそれまでに、ぜひ聞いてみてください。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 善処させていただきますが、決算書とですね、去年から主要成果説明書に変わって、資料がそれぞれちょっとページ数も違うので、どういうふうにとちょっと整理できるか、善処させていただきます。

○委員長（佐藤雄大君） 確認させていただいて、できるかどうか多分ここで局長が言っちゃうと問題かもしれないので、22日にもう一度お伝えさせていただければなというふうに思います。すいません。22日に意見調整を図るという形でよろしいでしょうか。そのほか何かございますか。3点目、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは4点目、その他についてですけれども次回開催ただいまありましたけれども、8月22日金曜日午前10時から第6次議会改革ほか内容について協議したいと思いますが、これについて何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それぞれ全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） それではこれをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後 1 時 1 8 分）